

令和 8 年 7 月 8 日

生徒・保護者 各位

五條市教育委員会事務局
教 育 部 長

部活動の地域展開について

平素は中学校部活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、少子化の進行や教職員の働き方の見直しなどを背景に、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、奈良県教育委員会等からの通知等により、これまで学校ごとに行われてきた部活動の在り方が見直されています。五條市においても、生徒が今後も多様な活動に取り組める環境を維持していくために、検討を進めてまいりました。

本市における今後の部活動の在り方について、改めてこれまでの取組の経過を振り返るとともに、今後予定されている拠点校方式について、次のとおりご説明申し上げますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 これまでの経緯

(1) 部活動の地域展開について

中学校部活動の地域展開については、文部科学省から令和2年9月に休日の部活動の段階的地域展開の方向性が、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に令和5年度から令和7年度までを改革推進期間とする方針等が示され、学校の教員ではなく、地域の方々が子どもたちの部活動を担うこととなりました。

また、奈良県では、令和6年2月の山下知事の定例記者発表において、令和8年度から教員による休日の学校部活動を廃止する方針が示されました。

令和7年12月には、国の方針として、平日については、様々な課題を解決しつつ更なる改革を推進するということが示されています。

このような状況を踏まえ、本市では市内各中学校長等との協議を再三重ね、令和5年度から始めている拠点校方式の趣旨を継承しつつ、保護者の方々のご理解とご協力をいただきながら、段階的に部活動の地域展開を進めているところです。

(2) 休日の地域展開について

こうした国・県の方針を受け、本市では令和6年6月に学校関係者、保護者

代表、学識経験者及び行政関係者で構成する「五條市部活動地域移行推進協議会」を設置し、同年7月に「五條市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針」並びに「五條市地域クラブ活動ガイドライン」を策定し、本市における地域クラブ活動の在り方についての基本的な考えを示しました。

これらの方針等を踏まえ、学校長等と協議を重ねながら、実証事業として、令和7年1月から野球、女子バレーボール、卓球の3種目を、同年5月からは新たにサッカー、柔道、陸上競技、男女ソフトテニスの5種目を拠点校化し、休日における部活動の地域展開をスタートしています。

令和8年4月から男女バスケットボールと吹奏楽の3種目を加え、市内全ての部活動計11種目について、地域クラブ活動に完全に移行したところです。

(3) 平日の部活動について

平日の部活動についても、教員の献身的な姿勢によって支えられている一方で、教員の長時間勤務の要因になっていることや、専門外種目の顧問を担う教員にとっては大きな負担となっているとの声もあり、働き方改革を推進する上で、部活動を現状のまま維持、運営することは大変困難となっています。

生徒の活動機会を何とか確保するため、部活動を廃部にするのではなく、五條市では令和5年度から平日の部活動の拠点校化を進めてきました。

教員、生徒、保護者のご理解とご協力により、これまでに、野球、サッカー、卓球、柔道、陸上競技の5種目を拠点校化しており、令和8年度の3年生引退後からは女子バレーボール、男女バスケットボール、男女ソフトテニスの5種目を加え、合計10種目で拠点校方式での平日部活動を実施する予定です。これにより、市内いずれかの中学校で専門的な活動が継続できる体制の維持に努めています。

(4) 今後の地域展開について

部活動の地域展開や拠点校化に関する生徒や保護者への周知については、令和5年3月に市教育委員会から文書（「中学校の部活動についてのお知らせ」）にてお知らせし、令和6年1月の各中学校での新入生説明会において、中学校長及び市教育委員会から説明させていただきました。その後、毎年度、中学校長及び市教育委員会から各中学校において、新入生説明会や授業参観等の機会を活用して説明を行ってきました。

なお、本市においても多数の他自治体と同様に、十分な数の指導者が確保できないことや、大会参加に必要な資格を有する専門指導者の不足、地方であるが故に多種目の指導者を確保している民間地域クラブがないなど、多くの課題を抱えています。

しかしながら、部活動は異学年や他校の生徒との交流を通じて協調性や責任感、主体性を育む教育的意義の高い活動であることから、その価値を維持しな

がら、これまでの拠点校化を基盤とし、持続可能な活動体制を何とか構築していく必要があると考えています。

また、拠点校への移動に当たっては、これまでの平日や休日の拠点校への移動と同様に、ご負担をおかけすることとなりますが、保護者による送迎や生徒自身による自転車での移動等をお願いします。生徒が移動する際には、安全面における交通ルールの順守や危険個所の注意喚起などの指導を各学校で継続するとともに、平日の活動において、拠点校種目が教員の出張や会議等で指導が困難な状況の際には、自校での自主練習や自主練習時の教員の見守り等を行うことは可能です。また、平日と休日で違う種目に参加することも可能です。

一部の自治体においては、地域クラブ活動の運営のために、国が示した基準に沿って、既に保護者から会費（保険料、指導者への報酬など）を納入していただいています。本市では、令和8年度については、市において費用を負担していますが、令和9年度以降は、先行している自治体を参考に検討しているところです。

今後の平日の地域展開については、令和10年度以降、活動環境が整った部活動から、地域クラブへの移行を段階的に進めていきます。

2 拠点校化における活動種目及び会場等について

本年度の拠点校化については、夏の大会以降、指導者をはじめ活動環境が整いしだい、夏休み中も含め平日においても拠点校化した活動を進めていきます。

拠点校活動場所、活動期間、活動種目等は以下のとおりとなります。

（1）拠点校活動場所（休日・平日とも）

五條中学校会場	野球、サッカー、バレーボール、 女子ソフトテニス、（卓球）
五條東中学校会場	卓球、柔道、陸上競技
五條西中学校会場	男子バスケットボール、女子バスケットボール、 男子ソフトテニス

- * 各会場へは、生徒各自での自転車等で移動や、保護者のご協力による送迎が基本となります。
- * 平日の活動において、拠点校種目が教員の出張や会議等で指導が困難な状況の際には、拠点校と連絡を図り、自校での活動の機会を確保します。
- * 吹奏楽については、楽器の運搬や活動場所選定など、活動環境が整うまで各学校単位（現在、吹奏楽部のある五條中学校、五條東中学校、五條西中学校）の会場で活動します。

(2) 活動期間 休日 令和8年4月から令和9年3月末日の間の休日
 週当たりの活動は、1回3時間程度(原則土曜日から日曜日のいずれか)

平日 夏休み中は各種目の顧問の指示に従ってください。

9月以降の活動可能時間は、

五 條中学校：16時ごろから17時15分

五條東中学校：16時ごろから17時30分

五條西中学校：16時ごろから17時30分

* 11月～1月は最終17時です。

(3) 活動種目 野球、サッカー、バレーボール、男女バスケットボール、卓球※1、男女ソフトテニス、陸上競技、柔道
 ※1 卓球については、卓球台を拠点校へ運搬することが困難であることから、当面五條中学校も会場となります。

(4) 学校部活動と地域クラブ活動の令和8年度以降の方向性

	令和8年度		令和9年度	令和10年度以降
	3年生引退前	3年生引退後		
平日の活動	学校部活動 各学校・拠点校・ 合同チーム	学校部活動 原則、市内で1つの拠点校方式		学校部活動 ・ 地域クラブ活動 * 活動環境が整った場合
休日の活動	地 域 ク ラ ブ 活 動			

中体連等の 公式大会・ コンクール	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
	学校部活動として参加 各学校、拠点校、合同チーム	原則、地域クラブ単位で参加 * 大会参加条件が整ったクラブに限る ただし、学校部活動として出場することは妨げない	

* 中体連主催以外の練習試合等は、地域クラブ活動として参加します。

ただし、出場要件を満たしている地域クラブに限ります。

学校部活動の一環や学校部活動が設定した試合等、学校として出場する大会については、学校部活動となります。

(問合せ先)

五條市教育委員会事務局生涯学習課

電話：0747-22-4001(内線 820)